

別冊についてご紹介します。

Q1.なぜ中小企業融資のためにマニュアルの別冊を設けているのですか。

A 中小企業については、企業の財務状況だけではなく、数字に表れない技術力、販売力や成長性、経営者の資質など、経営実態をきめ細かく検証する必要性が高いからです。

Q2.改訂のポイントは何か。

A 金融機関による中小企業との密度の高いコミュニケーション、中小企業への積極的な働きかけを検査で勧奨することにしました。また、中小企業金融の実態を踏まえて、貸出金で一定のもの(資本的劣後ローン:DDS)を資本とみなすことができることにしました。さらに、運用の改善を図りました。

Q3.中小・零細企業にとって何が変わるのですか。

A 金融機関は、債務者企業のきめ細かい実態把握や、積極的な再建への取り組みを行えばメリットを受けます。また今回、DDSのような仕組みを導入して、「根雪」的融資といった中小企業金融の実態にも光を当てました。これらによって、金融機関との息の合ったコミュニケーションの上に経営改善に努めている債務者が、借り入れをしやすくなると期待されます。

Q4.別冊は中小企業にとって役立つのですか。

A 融資は金融機関と借り手(事業者)の間における当事者間の交渉によって決まります。中小企業向け融資に対する検査でのポイントを知っておくことは、借り手の方にとって、融資交渉の際に役立つと思われます。

ご不明な点は下記アドレスまたは連絡先までお問い合わせください。

金融庁 検査局 総務課 : 03-3506-6000 (<http://www.fsa.go.jp/>)

各財務(支)局の理財部検査総括課(沖縄総合事務局にあっては財務部検査課)

北海道財務局 : 011-709-2311

東北財務局 : 022-263-1111

関東財務局 : 048-600-1111

北陸財務局 : 076-292-7860

東海財務局 : 052-951-2474

近畿財務局 : 06-6949-6350

中国財務局 : 082-221-9221

四国財務局 : 087-831-2131

九州財務局 : 096-353-6351

福岡財務支局 : 092-411-7281

沖縄総合事務局 : 098-866-0062



中小企業の皆さん！

金融検査マニュアル別冊

〔中小企業融資編〕

ご存知ですか？

金融検査とは

金融検査は、金融機関の健康状態(健全性)や営業態勢を検査するもので、「人間ドック」にもたとえられます。金融検査マニュアルは金融検査の手引書です。

別冊とは

中小企業向け融資に焦点を当てた検査の手引書(事例集)が、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」です。平成14年6月に策定しました。

改訂版を
作りました。

各金融機関のみならず、借り手の方からも幅広く御意見を頂き、改訂しました(平成16年2月)。

金融検査マニュアル (策定:平成11年7月)

金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、法令等遵守やリスク管理態勢を検査

法令等遵守	リスク管理				
	共通編				
	信用リスク	市場関連リスク	流動性リスク	事務リスク	システムリスク

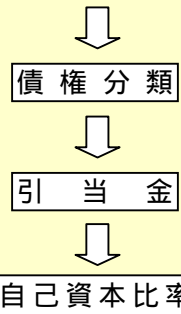
マニュアルの基準の達成を金融機関に直ちに法的に義務づけるものではありません。また、マニュアルの運用にあたり、金融機関の規模や特性を十分に踏まえ、機械的、画一的な運用に陥らないように配慮しています。

信用リスクに関する検査

金融機関が貸出金を回収の危険性に応じて適切に管理しているか検査

金融機関の自己査定

債務者区分
(正常先、要注意先、破綻懸念先...)



検査において
検証

中小・零細企業等の債務者区分

企業の財務状況だけでなく、技術力、販売力や成長性、代表者等の状況等を総合的に勘案し、その企業の経営実態を踏まえて判断します。

別冊(中小企業融資編)

策定(平成14年6月)

中小・零細企業については、財務状況だけでなく、経営実態をきめ細かく勘案し検証

代表者等との一体性

中小企業とその代表者等との一体性に着目します。
具体的には、代表者等からの借入金、代表者の報酬、代表者等の個人資産等を勘案します。

企業の成長性

数字には表れない技術力や経営者の資質に着目します。
具体的には、企業の技術力、販売網、経営者の信用力・経営資質等を勘案します。

その他

業種の特性

旅館・ホテル業のように新規設備資金や改築資金が多い業種については、現時点での表面的な収支や財務諸表だけに着目するのではなく、赤字の要因、今後の収支見込み、返済原資等を勘案します。

経営改善計画

詳細な経営改善計画が策定できない中小企業についても、今後の資産売却予定、経費削減予定、新商品開発計画等に関する資料があれば、それを活用します。

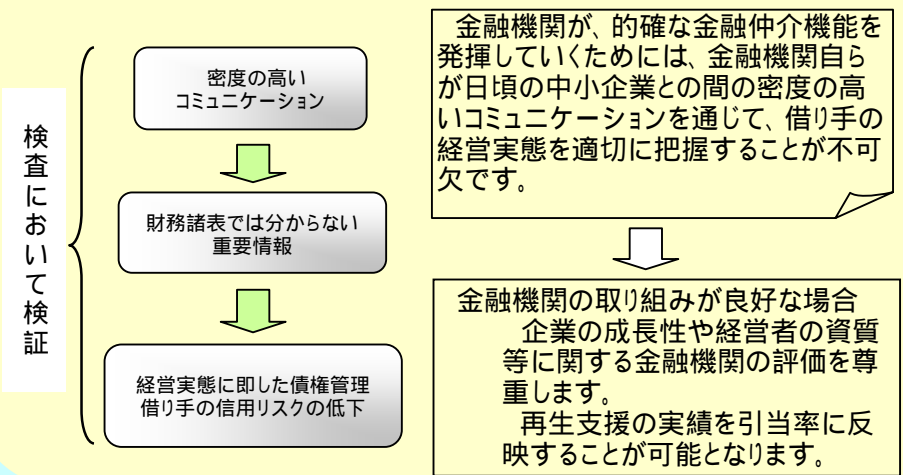
条件変更の検証

条件変更については、取引実態や商慣行を踏まえて、条件変更等に至った要因や資金使途を検証します。

改訂(平成16年2月)

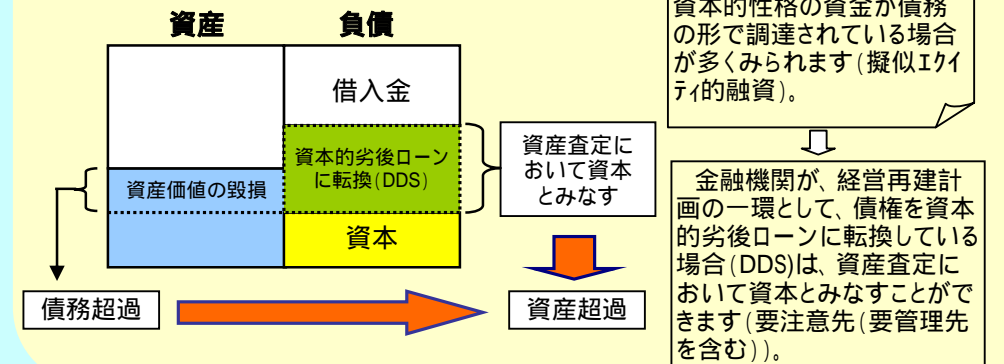
具体的な
27の事例!!

借り手との意思疎通



中小企業金融の実態(擬似エクイティ)への対応

中小企業のバランスシート(例)



きめ細かい運用(キャッシュフロー重視の明確化等)

赤字や債務超過といった計数面だけで判断するのではなく、キャッシュフロー等の経営実態を重視して検証します。

経営資質の判断にあたり、借り手の返済履歴や経営姿勢にも着目します。

中小企業再生支援協議会等を活用した事業再生の取り組みを勘案します。

正式資料でなくとも実態を正確に反映している資料であれば、それを検査に活用します。

検査において検証を省略しうる借り手

資産内容に特に問題がなく、前回検査結果が良好な金融機関に関しては、検査において、与信額が5,000万円(現行の2,000万円から引上げ)又は当該金融機関の資本の部合計の1%のいずれか小さい額未満の借り手について、検証を省略できます。

中小・零細企業について具体化!!

中小企業に対する積極的な働きかけ・再生への取り組みを評価します!